令和5年矢板市議会定例会 第388回定例会議

議 案 書

令和5年6月

矢 板 市

令和5年矢板市議会定例会第388回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和5年度矢板市一般会計補正予算(第3号)・・・・・・P1
議案第 2 号	矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定につ・・・P2
	いて
議案第 3 号	矢板市市税条例の一部改正について・・・・・・・・P16
議案第 4 号	矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正に・・・P37
	ついて
議案第 5 号	固定資産評価員の選任同意について・・・・・・・・P48
議案第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについ・・・P49
	7
議案第 7 号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P50
議案第 8 号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P51
議案第 9 号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P52
議案第10号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・P53
議案第11号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・P54
議案第12号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・P55
議案第13号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・P56
議案第14号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・P57
議案第15号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・P58
議案第16号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P59
議案第17号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P60
議案第18号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P61
議案第19号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P62
議案第20号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・・P63

議案第21号	農業委員会委員の任命同意について・・・・・・・P64
議案第22号	町の区域の変更について・・・・・・・・・・P65
議案第23号	財産の取得について・・・・・・・・・・・P67
議案第24号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・P69
議案第25号	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の・・・P70
	減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第26号	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱・・・P72
	退することに伴う財産の処分について

議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算(第3号) (以上別冊)

議案第2号

矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定について

矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例を、別紙のように定める。 令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民及び市外からの来訪者に情報通信技術を活用して文化芸術及びスポーツ活動並びに健康づくりの機会を提供することにより、生涯学習の推進並びに健康の保持及び増進を図るとともに交流人口及び関係人口の創出及び拡大を促進し地域経済の活性化を図り、もって市民の福祉の増進及び持続可能な地域づくりの実現に寄与するため、矢板市文化スポーツ複合施設(以下「複合施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 矢板市文化スポーツ複合施設

位置 矢板市末広町49番地1

(開館時間)

- 第3条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 前項の開館時間は、矢板市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要 があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

- 第4条 複合施設の休館日は、毎年12月29日から翌年1月3日までとする。
- 2 教育委員会が特に必要があると認めたときは、前項に規定する日以外の日で あっても、臨時に休館することができる。

(使用の許可)

- 第5条 複合施設の施設及び備品等(以下「施設等」という。)を使用する者は、 教育委員会の許可を得なければならない。
- 2 教育委員会が管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は付し た条件を変更することができる。

(使用の許可の制限)

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。
 - (1) 公益に反すると認めたとき。
 - (2) 管理上支障があると認めたとき。
 - (3) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

- 第7条 教育委員会は、第5条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他の不正の手段により、使用の許可を受けたと認められるとき。
 - (4) 災害その他事故により施設等の使用ができなくなったとき。
 - (5) その他教育委員会が管理上必要があると認めたとき。
- 2 前項に規定する処分により使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(管理上の制限)

第8条 使用者は、施設等を使用の許可の目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

- 2 複合施設内において、許可なく、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 物品の販売その他商行為をすること。
 - (2) 印刷物、ポスター等を展示し、又は配布すること。
 - (3) 工作物その他の施設を設けること。
 - (4) 募金その他これに類する行為をすること。

(使用料)

- 第9条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 使用料は、特別の場合を除き前納とする。

(使用料の減免)

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部 を減免することができる。
 - (1) 非常災害で避難場所等として使用するとき。
 - (2) その他市長が必要があると認めたとき。

(使用料の還付)

- 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに 該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 使用者が自らの責めによらない理由で施設等を使用することができないとき。
 - (2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用の許可の取消し又は変更を申し出たとき。
 - (3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、複合施設を故意又は重大な過失により損傷し、又は亡失した ときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(占用)

- 第14条 複合施設の一部を占用して使用する者は、教育委員会の許可を得なければならない。
- 2 前項の使用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、別表第2に定める占用に係る使用料(以下「占用料」という。)を納付しなければならない。
- 3 第5条第2項、第6条及び第7条の規定は第1項の許可について、第8条、第 12条及び前条の規定は占用者について、第9条第2項、第10条及び第11条 の規定は占用料について準用する。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項 の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。) に複合施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第16条 前条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせることとした場合に指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。
 - (1) 次条の規定により読み替えて適用する第5条から第7条まで及び第14条第 1項の業務
 - (2) 次条の規定により読み替えて適用する第9条第1項及び第14条第2項の利 用料金に関する業務
 - (3) 複合施設の維持管理に関する業務

- (4) 地域経済の活性化に資する事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理上必要と認める業務 (指定管理者に管理を行わせることとした場合における読替え)
- 第17条 第15条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせることとした場合におけるこの条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		*· W- / H / -
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	矢板市教育委員会(以下	指定管理者が必要がある
	「教育委員会」とい	と認め矢板市教育委員会
	う。)が必要があると認	(以下「教育委員会」と
	めたとき	いう。)の承認を得たと
		き
第4条第2項	教育委員会が特に必要が	指定管理者が特に必要が
	あると認めたとき	あると認め教育委員会の
		承認を得たとき
第5条の見出し、第6条	使用	利用
(見出しを含む。)、第		
7条の見出し及び同条第		
1項、第8条第1項、第		
11条第2号、第12条		
並びに第14条第2項並		
びに別表第1		
第5条第1項、第10条	使用する	利用する

第1号、第11条第1号		
及び第14条第1項並び		
に別表第1及び別表第2		
第5条、第6条、第7条	教育委員会	指定管理者
第1項、第12条及び第		
14条第1項		
第7条第1項	第5条第1項	第17条の規定により読
		み替えて適用する第5条
		第1項
第7条、第8条第1項、	使用者	利用者
第9条第1項及び第11		
条から第13条まで並び		
に別表第1		
第7条第2項	市	指定管理者
第8条第1項	使用し	利用し
第9条の見出し及び同条	使用料	利用料金
第2項、第10条(見出		
しを含む。)並びに第1		
1条(見出しを含む。)		
並びに別表第1		
第9条第1項	別表第1に定める使用料	別表第1に定める金額の
	を納付しなければならな	範囲内において指定管理
	V	者が市長の承認を得て定

1	1	1
		める利用料金を納付しな
		ければならない。この場
		合において、納付された
		利用料金は、指定管理者
		の収入とする
第10条及び第11条	市長	指定管理者
第14条第2項	前項	第17条の規定により読
		み替えて適用する前項
	別表第2に定める占用に	別表第2に定める金額の
	係る使用料(以下「占用	範囲内において指定管理
	料」という。)を納付し	者が市長の承認を得て定
	なければならない	める占用に係る利用料金
		(以下「占用利用料金」
		という。)を納付しなけ
		ればならない。この場合
		において、納付された占
		用利用料金は、指定管理
		者の収入とする
第14条第3項及び別表	占用料	占用利用料金
第 2		

(市長による特別な管理)

第18条 市長は、第15条の規定により指定管理者に複合施設の管理を行わせる こととした場合において、指定管理者を指定するいとまがないときその他やむを 得ないときは、その管理を特別に行う。

- 2 前項の場合においては、第5条から第14条までの規定を適用する。
- 3 第1項の市長による特別な管理における使用料は、別表第1及び別表第2に定める範囲内で市長が定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

1 施設

施設	区分	単位	使用の日	使用料
アリーナ	全面	1 時 間	平日	1,500円。ただし、午後
		(毎時0		1時から午後5時までの時間
		分から6		に使用する場合は2,100
		0 分まで		円とし、午後5時から午後1
		をいう。		0時までの時間に使用する場
		以下同		合は3,000円とする。
		じ。)	休日等	4,500円
	半面	1時間	平日	750円。ただし、午後1時
				から午後5時までの時間に使
				用する場合は1,050円と
				し、午後5時から午後10時
				までの時間に使用する場合は
				1,500円とする。

			休日等	3,000円
多機能ホール	全面	1時間	平日	1,400円。ただし、午後
				1時から午後5時までの時間
				に使用する場合は2,000
				円とし、午後5時から午後1
				0時までの時間に使用する場
				合は2,900円とする。
			休日等	4, 400円
	半面	1時間	平日	700円。ただし、午後1時
				から午後5時までの時間に使
				用する場合は1,000円と
				し、午後5時から午後10時
				までの時間に使用する場合は
				1,450円とする。
			休日等	2, 950円
控室	専用	1時間	全日	100円
研修室	1	1時間	全日	1,000円
	2	1時間	全日	500円
	3	1時間	全日	500円
トレーニング	個人	1回	全日	500円
エリア	専用	1時間	全日	2,000円
ランニング	個人	1回	全日	100円
コース	専用	1時間	全日	1,000円

シャワー	個人	1 回	全日	100円
	専用	1時間	全日	1,000円
ふれあいリビ	個人	1回	全日	無料とする。
ング				
情報コーナー	個人	1回	全日	無料とする。
調乳室	個人	1回	全日	無料とする。

2 備品等

備品等	単位	使用の日	使用料
収納式ステージ	1回	平日	500円
		休日等	1,000円
移動観覧席	1回	平日	500円
		休日等	1,000円
放送設備	1時間	平日	200円。ただし、午後5時
			から午後10時までの時間に
			使用する場合は300円とす
			る。
		休日等	300円。ただし、午後5時
			から午後10時までの時間に
			使用する場合は450円とす
			る。
グランドピアノ	1回	全日	8,000円
移動式バスケットゴー	1回	平日	500円
ル		休日等	1,000円

その他備品等	規則で定	規則で定	10,000円以内で規則で
	める単位	める使用	定める額
		の日	

備考

- 1 次の各号に掲げる使用の日の欄中の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 平日 休日等以外の日をいう。
 - (2) 休日等 次に掲げる日をいう。
 - ア 土曜日及び日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日(アに掲げる日を除く。)
 - ウ 7月20日から8月31日まで、12月20日から翌年1月10日 まで及び3月20日から4月10日までの日(ア及びイに掲げる日を 除く。)
 - (3) 全日 平日及び休日等をいう。
- 2 使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げるものとする。
- 3 アリーナ又は多機能ホールの使用料は、規定の使用料に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 7月1日から9月末日まで及び12月1日から翌年2月末日までの期間 に使用する場合 1時間当たり500円
 - (2) 使用者の特別な指定により空調設備を稼働させて使用する場合 1時間 当たり500円
- 4 施設等を開館時間以外に使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 施設を照明設備又は空調設備を稼働させて使用する場合 1時間当たり 当該使用に係る日の規定の使用料の最高額と前項の加算額の合計額の10 0分の150に相当する額
- (2) 施設を照明設備及び空調設備を稼働させずに使用する場合 1時間当たり当該使用に係る日の規定の使用料の最低額の100分の25に相当する額
- (3) 備品等を使用する場合 1回当たり当該使用に係る日の規定の使用料に その100分の50を加算した額又は1時間当たり当該使用に係る日の規 定の使用料の最高額の100分の150に相当する額
- 5 市民等(矢板市に在住し、在学し、若しくは在勤する者又はさくら市、高根沢町若しくは塩谷町に在住する者をいう。以下同じ。)以外の者が使用する場合の使用料は、前2項の規定により算出した額を含めた使用料の総額の100分の150に相当する額とする。
- 6 営利、宣伝等を目的として使用する場合の使用料は、前3項の規定により 算出した額を含めた使用料の総額の100分の300に相当する額とする。
- 7 第3項から前項までの規定により算出した額を加えた施設等の使用料の合 計額に10円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。
- 8 グランドピアノの使用に係る調整及び調律料は、使用者の負担とする。

別表第2(第14条関係)

区分	単位	占用料
施設(別表第1の1 施	1平方メートルにつき日額	30円
設の表に規定する施設を		

除く。)		
壁面	日本産業規格A列1番の大きさに	300円
	つき月額	

備考

- 1 施設の占用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たない場合、又はその面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、当該面積又は端数を1平方メートルに切り上げるものとする。
- 2 壁面の占用料の額を算出する基礎となる面積が日本産業規格A列1番の大きさ(この項において「A1単位面積」という。)に満たない場合、又はその面積にA1単位面積未満の端数がある場合は、当該面積又は端数をA1単位面積に切り上げるものとする。
- 3 壁面の占用料の額を算出する基礎となる期間が1月に満たない場合、又は その期間に1月未満の端数がある場合は、当該期間又は端数を日割計算とす る。
- 4 市民等以外の者が占用して使用する場合の占用料は、規定の占用料の総額 の100分の150に相当する額とする。
- 5 営利、宣伝等を目的として占用して使用する場合の占用料は、前項の規定 により算出した額を含めた占用料の総額の100分の300に相当する額と する。

議案第3号

矢板市市税条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。 令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例(昭和30年矢板市条例第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

ように改正する。		
改正後	改正前	
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の	
控除)	控除)	
第34条の8 略	第34条の8 略	
2 前項の規定により控除されるべき額	2 前項の規定により控除されるべき額	
で同項の所得割の額から控除すること	で同項の所得割の額から控除すること	
ができなかつた金額があるときは、当	ができなかつた金額があるときは、当	
該控除することができなかつた金額	該控除することができなかつた金額	
は、令第48条の9の3から第48条	は、令第48条の9の3から第48条	
の9の6までに定めるところにより、	の9の6までに定めるところにより、	
同項の納税義務者に対しその控除する	同項の納税義務者に対しその控除する	

ことができなかつた金額を還付し、又 ことができなかつた金額を還付し、又 は当該控除することができなかつた金 は

額のうち法第314条の9第2項後段

に規定する還付をすべき金額により当

該納税義務者の<u>前項</u>の確定申告書に係

71

該納税義務者の<u>同項</u>の確定申告書に係

る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶 養親族等申告書)

第36条の3の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1 項の規定による申告書を給与支払者を 経由して提出する場合において、当該 申告書に記載すべき事項がその年の前 年において当該給与支払者を経由して 提出した前項又は法第317条の3の 2第1項の規定による申告書(その者 が当該前年の中途において次項の規定 による申告書を当該給与支払者を経由 して提出した場合には、当該前年の最 後に提出した同項の規定による申告 書)に記載した事項と異動がないとき は、給与所得者は、施行規則で定める る年の末日の属する年度の翌年度分の 個人の県民税若しくは市民税に充当し

二、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する

С

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

ところにより、前項又は法第317条 の3の2第1項の規定により記載すべ き事項に代えて当該異動がない旨を記 載した前項又は法第317条の3の2 第1項の規定による申告書を提出する ことができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第 1項の規定による申告書を提出した給 与所得者で市内に住所を有するもの は、その年の中途において当該申告書 に記載した事項について異動を生じた 場合には、第1項又は法第317条の 3の2第1項の給与支払者からその異 動を生じた日後最初に給与の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定め るところにより、その異動の内容その 他施行規則で定める事項を記載した申 告書を、当該給与支払者を経由して、 市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理され
- 2 前項 又は法第317条の3の2第 1項の規定による申告書を提出した給 与所得者で市内に住所を有するもの は、その年の中途において当該申告書 に記載した事項について異動を生じた 場合には、前項 又は法第317条の 3の2第1項の給与支払者からその異 動を生じた日後最初に給与の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定め るところにより、その異動の内容その 他施行規則で定める事項を記載した申 告書を、当該給与支払者を経由して、 市長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項 の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理さ

れた日に市長に提出されたものとみなす。

- 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

れた日に市長に提出されたものとみな す。

- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の 規定による申告書の提出の際に経由す べき給与支払者が令第48条の9の7 の2において準用する令第8条の2の 2に規定する要件を満たす場合には、 施行規則で定めるところにより、当該 申告書の提出に代えて、当該給与支払 者に対し、当該申告書に記載すべき事 項を電磁的方法(電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術 を利用する方法であつて施行規則で定 めるものをいう。次条第4項及び第5 3条の9第3項において同じ。)によ り提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

- 第38条 個人の市民税は、第44条、 第47条の2第1項、第47条の5又 は第53条の5の規定<u>により</u>特別徴 収の方法による場合を除くほか、普通 徴収の方法により 徴収する。
- 2 略
- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の 均等割を賦課し、及び徴収する場合に 併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に 記載すべき各納期の納付額は、当該年 度分の個人の市民税額、個人の県民税 額及び森林環境税額の合算額(第47 条第1項又は第47条の6第1項の規 定により 徴収する場合にあつては特 別徴収の方法により 徴収されないこ とになつた金額に相当する税額)を前 条第1項の納期(第47条第1項又は 第47条の6第1項の規定により 徴 収する場合にあつては特別徴収の方法 (個人の市民税の徴収の方法)

第38条 個人の市民税は、第44条、 第47条の2第1項、第47条の5又 は第53条の5の規定<u>によつて</u>特別徴 収の方法による場合を除くほか、普通 徴収の方法によつて徴収する。

2 略

(個人の市民税の納税通知書)

第41条 個人の市民税の納税通知書に 記載すべき各納期の納付額は、当該年 度分の個人の市民税額及び 県民税 額 の合算額(第47 条第1項又は第47条の6第1項の規 定によつて徴収する場合にあつては特 別徴収の方法によつて徴収されないこ とになつた金額に相当する税額)を前 条第1項の納期(第47条第1項又は 第47条の6第1項の規定によつて徴 収する場合にあつては特別徴収の方法 <u>により</u>徴収されないことになつた日 以後に到来する納期)の数で除して得 た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別 徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が 当該年度の初日の属する年の前年中に おいて給与の支払を受けた者であり、 かつ、同日において給与の支払を受け ている者(次の各号に掲げる者のうち 特別徴収の方法により 徴収すること が著しく困難であると認められるもの を除く。以下この条において「給与所 得者」という。)である場合には 一、当該納税義務者の前年中の給与所 得に係る所得割額及び均等割額(これ と併せて賦課徴収を行う森林環境税額 を含む。次項及び第5項において同 じ。)の合算額を特別徴収の方法によ

(1) • (2) 略

り 徴収する。

2 前項の納税義務者について当該納税 義務者の前年中の所得に給与所得以外 <u>によって</u>徴収されないことになった日 以後に到来する納期)の数で除して得 た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

_____の合算額を特別徴収の方法<u>によ</u> つて徴収する。

(1) • (2) 略

2 前項の納税義務者について当該納税 義務者の前年中の所得に給与所得以外 の所得がある場合には 、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により 給与所得者 の給与所得以外の所得に係る所得割額 を特別徴収の方法により 徴収することとなつた後において、当該給与所得 者について給与所得以外の所得に係る 所得割額の全部又は一部を特別徴収の 方法により 徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により、徴収することとされたい旨の申出があつた場合で その事情がやむを得ないと認められる

の所得がある場合においては、当該給 与所得以外の所得に係る所得割額を同 項の規定によって特別徴収の方法によ って徴収すべき給与所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額に加算して特 別徴収の方法によって徴収する。ただ し、第36条の2第1項の申告書に給 与所得以外の所得に係る所得割額を普 通徴収の方法によって徴収されたい旨 の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者 の給与所得以外の所得に係る所得割額 を特別徴収の方法によって徴収するこ ととなつた後において、当該給与所得 者について給与所得以外の所得に係る 所得割額の全部又は一部を特別徴収の 方法によって徴収することが適当でな いと認められる特別の事情が生じたた め、

全部又は一部を 普通徴収の方法<u>によつて</u>、徴収するこ ととされたい旨の申出があつた場合で その事情がやむを得ないと認められる ときは、市長は、当該特別徴収の方法 により 徴収すべき給与所得以外の所 得に係る所得割額でまだ特別徴収によ り徴収していない額の全部又は一部を 普通徴収の方法により徴収するものと する。

4 略

納税義務者である給与所得者に対し 給与の支払をする者に当該年度の初日 の翌日から翌年の4月30日までの間 において異動を生じた場合において、 当該給与所得者が当該給与所得者に対 して新たに給与の支払をする者となつ た者(所得税法第183条の規定によ り 給与の支払をする際所得税を徴収 して納付する義務がある者に限る。以 下この項において同じ。)を通じて、 当該異動により 従前の給与の支払を する者から給与の支払を受けなくなつ た日の属する月の翌月の10日(その 支払を受けなくなつた日が翌年の4月 中である場合には、同月30日)まで に、第1項の規定により特別徴収の方 法により 徴収されるべき前年中の給

ときは、市長は、当該特別徴収の方法 によつて徴収すべき給与所得以外の所 得に係る所得割額でまだ特別徴収によ り徴収していない額の全部又は一部を 普通徴収の方法により徴収するものと する。

4 略

納税義務者である給与所得者に対し 給与の支払をする者に当該年度の初日 の翌日から翌年の4月30日までの間 において異動を生じた場合において、 当該給与所得者が当該給与所得者に対 して新たに給与の支払をする者となっ た者(所得税法第183条の規定によ つて給与の支払をする際所得税を徴収 して納付する義務がある者に限る。以 下この項において同じ。)を通じて、 当該異動によつて従前の給与の支払を する者から給与の支払を受けなくなつ た日の属する月の翌月の10日(その 支払を受けなくなつた日が翌年の4月 中である場合には、同月30日)まで に、第1項の規定により特別徴収の方 法によつて徴収されるべき前年中の給

与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により ときは、当該合算額を特別徴収の方法により でより 後収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中であつた場合において、特別徴収の方法により 機収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の市民 税を徴収される納税義務者が 当該年 度の初日の属する年の6月1日から1 2月31日までの間において給与の支 払を受けないこととなり、かつ、その 事由が発生した日の属する月の翌月以 降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者から の申出があつた場合及び当該納税義務 者が 翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支

与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によつて 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法 によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法 ときは、当該合算額を特別徴収の方法 によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中であつた場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の 納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者 に対してその年の5月31日までの間に支

払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通 徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった場合には 、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には その日以後

払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通 徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては、その日以後

に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によ り 変更された給与所得に係る特別徴 収税額に係る個人の市民税の納税者に ついて、既に特別徴収義務者から市に 納入された給与所得に係る特別徴収税 額が当該納税者から徴収すべき給与所 得に係る特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき給与所得に係る特別徴収 税額がない場合を含む。)において当 該納税者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納又は誤納に係る税額 は、法第17条の2の2第1項第2号 に規定する市町村徴収金関係過誤納金 とみなして、同条第3項、第6項及び 第7項の規定を適用することができる ものとし、当該市町村徴収金関係過誤 納金により当該納税者の未納に係る徴 収金を納付し、又は納入することを委 託したものとみなす。

に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によっ</u>て徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によ つて変更された給与所得に係る特別徴 収税額に係る個人の市民税の納税者に ついて、既に特別徴収義務者から市に 納入された給与所得に係る特別徴収税 額が当該納税者から徴収すべき給与所 得に係る特別徴収税額を超える場合 (徴収すべき給与所得に係る特別徴収 税額がない場合を含む。) において当 該納税者の未納に係る徴収金があると きは、当該過納又は誤納に係る税額 は 法第17条の2の規定によつて 当該納税者の未納に係る徴 収金に充当する ____

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務 者が当該年度の初日の属する年の前年 中において公的年金等の支払を受けた 者であり、かつ、同日において老齢等 年金給付(法第321条の7の2第1 項の老齢等年金給付をいう。以下この 節において同じ。) の支払を受けてい る年齢65歳以上の者(特別徴収の方 法により 徴収することが著しく困難 であると認められるものとして次に掲 げるものを除く。以下この節において 「特別徴収対象年金所得者」とい う。)である場合には 、当該納 税義務者の前年中の公的年金等に係る 所得に係る所得割額及び均等割額(こ れと併せて賦課徴収を行う森林環境税 額を含む。以下この条及び第47条の 5において同じ。)の合算額(当該納 税義務者に係る均等割額を第44条第 1項の規定により特別徴収の方法によ り 徴収する場合には 、公的年 金等に係る所得に係る所得割額。以下

(公的年金等に係る所得に係る個人の 市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務 者が当該年度の初日の属する年の前年 中において公的年金等の支払を受けた 者であり、かつ、同日において老齢等 年金給付(法第321条の7の2第1 項の老齢等年金給付をいう。以下この 節において同じ。) の支払を受けてい る年齢65歳以上の者(特別徴収の方 法によつて徴収することが著しく困難 であると認められるものとして次に掲 げるものを除く。以下この節において 「特別徴収対象年金所得者」とい う。)である場合においては、当該納 税義務者の前年中の公的年金等に係る 所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法<u>によ</u>つて徴収する場合<u>においては</u>、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下

この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により一徴収する。

- (1) 略
- (2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収する こととした場合には当該年度におい て当該老齢等年金給付の支払を受け ないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 略
- (2) 特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収する こととした場合には当該年度におい て当該老齢等年金給付の支払を受け ないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的明金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普 通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第 1項又は第3項(これらの規定を法第 321条の7の8第3項において読み 替えて準用する場合を含む。)の規定 により特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた金額に相当する税 額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には でのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第 321条の7の8第3項において読み 替えて準用する場合を含む。)の規定 により年金所得に係る特別徴収税額又 は年金所得に係る仮特別徴収税額を特 別徴収の方法により 徴収されないこ ととなつた特別徴収対象年金所得者に

(年金所得に係る特別徴収税額等の普 通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第 1項又は第3項(これらの規定を法第 321条の7の8第3項において読み 替えて準用する場合を含む。)の規定 により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税 額は、その特別徴収の方法によつて徴収 収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第 321条の7の8第3項において読み 替えて準用する場合を含む。)の規定 により年金所得に係る特別徴収税額又 は年金所得に係る仮特別徴収税額を特 別徴収の方法によつて徴収されないこ ととなつた特別徴収対象年金所得者に

ついて、既に特別徴収義務者から市に 納入された年金所得に係る特別徴収税 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 が当該特別徴収対象年金所得者から徴 収すべき年金所得に係る特別徴収税額 又は年金所得に係る仮特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき年金所得に係 る特別徴収税額又は年金所得に係る仮 特別徴収税額がない場合を含む。)に おいて当該特別徴収対象年金所得者の 未納に係る徴収金があるときは、当該 過納又は誤納に係る税額は、法第17 条の2の2第1項第2号に規定する市 町村徴収金関係過誤納金とみなして、 同条第3項、第6項及び第7項の規定 を適用することができるものとし、当 該市町村徴収金関係過誤納金により当 該特別徴収対象年金所得者の未納に係 る徴収金を納付し、又は納入すること を委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台

ついて、既に特別徴収義務者から市に 納入された年金所得に係る特別徴収税 額又は年金所得に係る仮特別徴収税額 が当該特別徴収対象年金所得者から徴 収すべき年金所得に係る特別徴収税額 又は年金所得に係る仮特別徴収税額を 超える場合(徴収すべき年金所得に係 る特別徴収税額又は年金所得に係る仮 特別徴収税額がない場合を含む。)に おいて当該特別徴収対象年金所得者の 未納に係る徴収金があるときは、当該 過納又は誤納に係る税額は、法第17 条の2の規定によつて

当

該特別徴収対象年金所得者の未納に係 る徴収金<u>に充当する</u>

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台 について、それぞれ当該各号に定める 額とする。

(1) 原動機付自転車

ア~ウ 略

エ 三輪以上のもの(車室を備え) ず、かつ、輪距(2以上の輪距を 有するものにあつては、その輪距 のうち最大のもの)が0.5メー トル以下であるもの、側面が構 造上開放されている車室を備え、 かつ、輪距が0.5メートル以下 の三輪のもの及び道路運送車両の 保安基準(昭和26年運輸省令第 67号) 第1条第1項第13号の 6に規定する特定小型原動機付自 転車を除く。)で、総排気量が 0.02リットルを超えるもの又 は定格出力が0.25キロワット を超えるもの 年額 3,700 円

(2) • (3) 略

附則

について、それぞれ当該各号に定める 額とする。

(1) 原動機付自転車

ア~ウ 略

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの

____を除く。) で、総排気量が 0.02リットルを超えるもの又 は定格出力が0.25キロワット を超えるもの 年額 3,700 円

(2) • (3) 略

附則

(附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

 $2 \sim 17$ 略

18 法附則第15条の9の3第1項に 規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

 $2 \sim 1.1$ 略

12 法附則第15条の9の3第1項に 規定する特定マンションに係る区分所 有に係る家屋について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該特定 マンションに係る同項に規定する工事 が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則 附則第7条第16項各号に掲げる書類 を添付して市長に提出しなければなら ない。 (附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

 $2 \sim 17$ 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

 $2 \sim 1 1$ 略

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号(個人番 号又は法人番号を有しない者にあつ ては、住所及び氏名又は名称)
- (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び</u> 床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を 経過した後に申告書を提出する場合 には、3月以内に提出することがで きなかつた理由

<u>13·14</u> 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収 の特例)

第13条の2 略

2 · 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに10
 0分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

<u>12·13</u> 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収 の特例)

第13条の2 略

2 • 3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに10 0分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 略

- 2 略
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 略

- 2 略
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による 改正後の矢板市市税条例(以下「新条例」という。) 附則第14条の2第3項 に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
 - (2) 第34条の8第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同 条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の 2及び第47条の6の改正規定並びに附則第13条の2第4項及び第14条の 2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第 14条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の矢板市市税条例の規定中個人の市 民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、 令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき矢板市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固 定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前 の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第14条の2第3項の規定は、令和6年 度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自 動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施 行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境 性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する 軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第4号

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

略

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例(平成17年矢板市条例第39号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、市民及び市外から	第1条 この条例は、市民
<u>の来訪者</u> に交流と憩いの場を提供する	に交流と憩いの場を提供する
ことにより、余暇利用を促進しながら	ことにより、余暇利用を促進しながら
<u>観光の振興</u> 及び健康の増進を図るた	福祉 及び健康の増進を図るた
め、矢板市城の湯やすらぎの里(以下	め、矢板市城の湯やすらぎの里(以下
「やすらぎの里」という。)の設置及	「やすらぎの里」という。)の設置及
び管理に関し、必要な事項を定めるこ	び管理に関し、必要な事項を定めるこ
とを目的とする。	とを目的とする。
(名称等)	(名称等)
第2条 やすらぎの里の名称、位置及び	第2条 やすらぎの里の名称、位置及び
施設は、次の表のとおりとする。	施設は、次の表のとおりとする。

略

施設	城の湯温泉センター
	<u>城の湯温泉センター宿泊棟</u>
	城の湯グラウンドゴルフ場
	城の湯キャンプ場
	略
	略
	略

施設 城の湯温泉センター
 <u>宮川グラウンドゴルフ場</u>
 <u>宮川キャンプ場</u>
 略
 略

(休館日等)

- 第7条 有料施設等の休館日又は休場日 (以下「休館日等」という。)は、次 のとおりとする。
 - (1) 毎月<u>第1火曜日</u>及び<u>第3火曜日</u>。 ただし、当該日が国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日に当たるとき は、その翌日とする。

(2) 略

2 · 3 略

(利用の許可)

第8条 略

2 指定管理者は、有料施設等の管理上

(休館日等)

- 第7条 有料施設等の休館日又は休場日 (以下「休館日等」という。)は、次 のとおりとする。
- (1) 毎月<u>第1月曜日</u>及び<u>第3月曜日</u>。
 ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
 - (2) 略

2 · 3 略

(利用の許可)

第8条 略

必要な範囲内で前項の許可に条件を付 することができる。

第14条 略

第14条 略

(違約金の納付)

第15条 城の湯温泉センター宿泊棟の 利用者は、第8条の許可を受けた利用 の全部又は一部の取消しをしたとき は、指定管理者に違約金を納付しなけ ればならない。ただし、指定管理者が 特別な理由があると認めるときは、こ の限りでない。

2 第11条第3項の規定は、前項の違 <u>約金について準</u>用する。

第16条~第19条 略

(原状回復)

より特別の設備等をし、指定管理施設 の利用が終了したとき、又は第18条 の規定により利用を停止されたとき、 若しくは利用許可を取り消されたとき |

第15条~第18条 略

(原状回復)

第20条 利用者は、第17条の規定に | 第19条 利用者は、第16条の規定に より特別の設備等をし、指定管理施設 の利用が終了したとき、又は第17条 の規定により利用を停止されたとき、 若しくは利用許可を取り消されたとき

は、直ちに当該指定管理施設を原状に 回復しなければならない。 は、直ちに当該指定管理施設を原状に回復しなければならない。

第21条 略

(準用)

第22条 第17条及び第20条の規定 は、農産物展示即売所の占有使用につ いて準用する。この場合において、第 17条及び第20条中「利用者」とあ るのは「占有者」と、「指定管理施 設」とあるのは「農産物展示即売所」 と、第17条中「利用に当たって」と あるのは「占有使用に当たって」と、 「指定管理者」とあるのは「市長」 と、第20条中「利用が終了したと き、又は第18条の規定により利用を 停止されたとき、若しくは利用許可 を」とあるのは「占有使用が終了した とき、又は占有使用許可を」と読み替 えるものとする。

(市長による管理)

第23条 略

第20条 略

(準用)

第21条 第16条及び第19条の規定 は、農産物展示即売所の占有使用につ いて準用する。この場合において、第 16条及び第19条中「利用者」とあ るのは「占有者」と、「指定管理施 設」とあるのは「農産物展示即売所」 と、第16条中「利用に当たって」と あるのは「占有使用に当たって」と、 「指定管理者」とあるのは「市長」 と、第19条中「利用が終了したと き、又は第17条の規定により利用を 停止されたとき、若しくは利用許可 を」とあるのは「占有使用が終了した とき、又は占有使用許可を」と読み替 えるものとする。

(市長による管理)

第22条 略

- 前項の場合においては、第6条から 第10条まで、第11条第2項、第1 3条から第15条まで及び第17条か ら第19条までの規定中「指定管理 者」とあるのは「市長」と、第6条中 「必要があると認めるときは、市長の 承認を得て」とあるのは「必要がある と認めるときは、」と、第7条第2項 中「特に必要があると認めるときは、 市長の承認を得て」とあるのは「特に 必要があると認めるときは、」と、第 11条第2項中「金額の範囲内におい て、市長の承認を得て」とあるのは 「金額の範囲内において、」と、第1 3条中「特別の理由があると認めると きは、市長の承認を得て」とあるのは 「特別の理由があると認めるとき は、」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により、市長が指定管理施設の管理を行う場合においては、第5条<u>第11条第3項及び第15</u>条第2項の規定は、適用しない。

第24条 略

2 前項の場合においては、<u>第6条から</u>第11条第2項まで、第13条、第14条及び第16条から第18条まで

の規定中「指定管理 者」とあるのは「市長」と、第6条中 「必要があると認めるときは、市長の 承認を得て」とあるのは「必要がある と認めるときは、」と、第7条第2項 中「特に必要があると認めるときは、 市長の承認を得て」とあるのは「特に 必要があると認めるときは、」と、第 11条第2項中「金額の範囲内におい て、市長の承認を得て」とあるのは 「金額の範囲内において、」と、第1 3条中「特別の理由があると認めると きは、市長の承認を得て」とあるのは 「特別の理由があると認めるとき は、」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、市長が指定管理施設の管理を行う場合においては、第5条<u>及び</u>第11条第3項

の規定は、適用しない。

第23条 略

別表第1 (第3条関係)

(1) 施設

名称	位置
城の湯温泉	略
センター	
城の湯温泉	矢板市川崎反町295
センター宿	<u>番地</u>
<u>泊棟</u>	
城の湯グラ	略
ウンドゴル	
<u>フ場</u>	
城の湯キャ	略
<u>ンプ場</u>	
略	

(2) 略

別表第2 (第6条関係)

(1) 施設

名称	利用時間
城の湯温泉	午前10時から <u>午後1</u>
センター	<u>0時</u> まで。

別表第1(第3条関係)

(1) 施設

名称	位置
城の湯温泉	略
センター	
宮川グラウ	略
ンドゴルフ	
<u>場</u>	
宮川キャン	略
<u>プ場</u>	
略	

(2) 略

別表第2(第6条関係)

(1) 施設

名称	利用時間
城の湯温泉	午前10時から <u>午後9</u>
センター	<u>時</u> まで。 <u>ただし、休</u>
	憩室、多目的ホール及

			び研修室は午後7時ま
			でとする。
城の湯温泉	利用を開始する日の午		
センター宿	後3時から利用を終了		
<u>泊棟</u>	する日の午前10時ま		
	で		
城の湯グラ	略	宮川グラウ	略
ウンドゴル		ンドゴルフ	
<u>フ場</u>		<u>場</u>	
城の湯キャ	利用を開始する日の午	宮川キャン	午後3時から翌日午前
<u>ンプ場</u>	後3時から利用を終了	<u>プ場</u>	<u>10時まで</u>
	する日の午前10時ま		
	<u>で</u>		
城の湯RV	利用を開始する日の午	城の湯RV	午後3時から翌日午前
パーク	後3時から利用を終了	パーク	<u>10時まで</u>
	する日の午前10時ま		
	<u>で</u>		
城の湯ふれ	午前10時から午後9	城の湯ふれ	午前10時から午後9
あい館	時まで。ただし、 <u>城の</u>	あい館	時まで。ただし、 <u>宮川</u>
	<u>湯キャンプ場</u> 及び城の		キャンプ場 及び城の
	湯RVパークの利用者		湯RVパークの利用者
	は利用を終了する日の		は翌日
	午前10時までとす		午前10時までとす

る。	る。
----	----

(2) 略

別表第3 (第11条関係)

(1) 城の湯温泉センター

区分	利用料金	
大人	1回利用券 700円以	
	内又は12枚つづり利	
	用回数券 7,000円	
	以内	
65歳以上	1回利用券 600円以	
又は小学生	内又は12枚つづり利	
以下	用回数券 <u>6,000円</u>	
	以内	
略		

備考

1 • 2 略

(2) 城の湯温泉センター宿泊棟

区分	利用料金
宿泊棟	1人1泊7,000円

(2) 略

別表第3 (第11条関係)

(1) 城の湯温泉センター

区分	利用料金
大人	1回利用券 <u>500円</u> 以
	内又は12枚つづり利
	用回数券 5,000円
	以内
65歳以上	1回利用券400円以
又は小学生	内又は12枚つづり利
以下	用回数券4,000円
	以内
略	

備考

1 • 2 略

3 多目的ホール又は研修室の利用 料金は、10人以上の団体利用の 場合に限る。 以内

(3) 城の湯グラウンドゴルフ場

略

備考 略

(4) 城の湯キャンプ場

区分	利用料金
キャンプサ	1区画3,000円以
イト	内

<u>(5)</u> 城の湯RVパーク

区分	利用料金		
RVパーク	1区画3,000円以		
	内(電源及び給水設備		
	込)		

利用料金

(6) 城の湯ふれあい館

区分

ふれあいの	1回(4時間以內)				
間A	<u>1,000円</u> 以内				
	1回増すごとに <u>1,0</u>				
	<u>00円</u> 以内加算				
略					
趣味の間、	1回(4時間以內)				
調理研究	1,000円以内				
室 <u>又は創作</u>	1回増すごとに <u>1,0</u>				

(2) 宮川グラウンドゴルフ場

略

備考 略

(3) 宮川キャンプ場

区分	利用料金			
キャンプサ	1区画2,000円以			
イト	内			

<u>(4)</u> 城の湯RVパーク

区分	利用料金		
RVパーク	1区画2,000円以		
	内(電源及び給水設備		
	込)		

(5) 城の湯ふれあい館

区分	利用料金		
ふれあいの	1回(4時間以內)		
間A	<u>700円</u> 以内		
	1回増すごとに <u>700</u>		
	円 以内加算		
略			

は調理研究	1回(4時間以内) 600円 以内
<u>は</u> 腕	<u>000円</u>

<u>の間</u>	00円以内加算		_
バーベ	1基(4時間以內)		7
キュー炉	<u>500円</u> 以内		4
	4時間を超える場合		
	は、4時間ごとに <u>50</u>		
	0円以内加算		

	円 以内加算		
バーベ	1基(4時間以內)		
キュー炉	400円以内		
	4時間を超える場合		
	は、4時間ごとに <u>40</u>		
	<u>0円</u> 以内加算		

備考

- 1 略
- 2 炊事場_____の利用料金は、無料とする。

備考

- 1 略
- 2 炊事場<u>及び創作の間</u>の利用料金 は、無料とする。
- 3 ふれあいの間、趣味の間又は調理研究室を利用しようとする者で、65歳以上及び中学生以下の利用者数の割合が、利用者総数の2分の1以上の場合の利用料金は、半額とする。

<u>4</u> 略

<u>3</u> 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

固定資産評価員の選任同意について

本市固定資産評価員として、下記の者を選任することについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 三堂地 陽 一

議案第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法 (昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 木 村 由貴子

議案第7号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 石塚英好

議案第8号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 佐藤栄一

議案第9号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 大野文子

議案第10号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 中山敏克

議案第11号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 揚 石 明

議案第12号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 渡邊浩正

議案第13号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 町野位夫

議案第14号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 渡辺正明

議案第15号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 関 光博

議案第16号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 桑原雅子

議案第17号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 柳田 章

議案第18号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 福田一紀

議案第19号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 塚原信一

議案第20号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 福 田 英 一

議案第21号

農業委員会委員の任命同意について

本市農業委員会委員として、下記の者を任命することについて、農業委員会等に 関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を 求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 手塚みち子

議案第22号

町の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の一部区域の町の区域を別紙のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

変 更 調 書

変更前			変 更	後
町	字	地番	町	字
針生	西原	39011	扇町二丁目	

議案第23号

財産の取得について

下記財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年矢板市条例第26号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

- 1 土地の所在 矢板市木幡字天神脇1649番
- 2 取得面積 6,505㎡
- 3 取得価格 33,826,000円
- 4 用 途 旧矢板市立川崎小学校校庭用地
- 5 取得相手方 住 所 矢板市 氏 名

取 得 土 地 明 細

旧矢板市立川崎小学校校庭用地

所有者	住 所	土地の所在	地目	地積(㎡)	備考
	矢板市	矢板市木幡字天神脇	田	6, 505	
		1649番			
合 計				6, 505	

議案第24号

工事請負契約の締結について

下記工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例(昭和38年矢板市条例第26号)第2条の規定により、議 会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

1 契約の目的 矢板市城の湯温泉センター改修工事

2 契約の方式 総合評価落札方式条件付一般競争入札

3 契約金額 200,750,000円

4 契約の相手方 共同企業体の名称 東昭・渡辺特定建設工事共同企業体 共同企業体代表構成員

住 所 栃木県矢板市扇町二丁目5番17号

会社名 株式会社東昭建設

代表取締役 島 田 秀 貴

共同企業体構成員

住 所 栃木県宇都宮市今泉新町180番地

会社名 渡辺建設株式会社

代表取締役 渡 辺 眞 幸

議案第25号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和5年10月1日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、 栃木県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約(平成18年栃木県指令市町村第1212号)の 一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「那須地区広域行政事務組合 佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改める。

附則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

議案第26号

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退すること に伴う財産の処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う栃木県市町村総合事務組合規約(平成18年栃木県指令市町村第1212号)第4条第3号に規定する事務に係る財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、別紙のとおり定める。

令和5年6月9日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退すること に伴う財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、下記のとおり定めることについて協議する。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例(平成18年組合条例第21号)第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額の総額に 0.85/1000 を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和 年 月 日

矢板市長 齋 藤 淳一郎